

# 10/30 東京都人事委員会不当勧告

## 一時金、国より酷い0.10月引き下げ 批准投票は92.9%の高率で統一行動を確認

**北多摩西ニュース**



**No.7**

国分寺市光町1 40 12  
Tel 042-576-1161(代)  
Fax 042-575-0529  
E-mail :  
kitanisi@crux.ocn.ne.jp  
ホームページ :  
http://kitanisi.org/  
東京都教職員組合  
北多摩西支部情宣部

**全教職員配布**

連日多忙な勤務の中  
都労連批准投票に参加  
いただきありがとうございました。おかげさ  
まで事故で実施できな  
かった2分会を除き表  
記のような投票結果が  
確認できました。

しかし人事委員会は  
都内の民間企業が都職  
員の一時金平均より  
0・08月下回っている  
として年間支給月数を  
0・10月(再任用0・  
05月)数分引き下げて  
4・55月とし勧告に基  
づき期末手当で実施す  
るといふものです。こ  
れは国に追隨するどこ  
るか、国よりも下回る  
不当勧告です。都教組  
は、事実上4年連続ベ  
ースアップがなく、実  
質賃金が減って生活悪  
化が続いている職員に  
も賃下げを強制しよう  
とする勧告を断じて容  
認することはできませ  
ん。

更に、今年はコロナ  
ウイルス感染対策とい  
う都民の命と暮らしに  
直結する仕事加わり  
業務量は更に増えてい  
ます。

教職員は慢性的な超  
過勤務による長時間労  
働が続く厳しい状況の  
元でも感染症の拡大を  
防ぎながら、教育の質  
を低下させることがな  
いよう使命感を持って  
働いています。

都教組北多摩西支部  
は今回の人事委員会の  
勧告の撤回を求めま  
す。

人事異動

地教委聞き取り	11月中旬終了
検討カード結果報告	11月下旬
再検討提出	結果後4日以内
島嶼など内々示	1月下旬
一般内示	2月下旬

以上、納得できない事案は支部まで  
電話して下さい。  
TEL. 042 - 576 - 1161

2020年特別給に関する  
人事委員会勧告の概要

特別給(賞与)は10年ぶりの引き下げ  
年間支給月数を0・10月(4・65月  
4・55月)引下げ、期末手当で実施。  
特別給以外の給与については別途必  
要な報告、勧告を予定。

都労連統一行動は  
11月13日の予定です。  
(更に第2回目も想定されますが未定)  
早朝のニュース配布体制  
後日分会長宛のハガキに明記します。

**学校の窓**

Ｔさんは、組  
合に入って数  
年たった時、自  
分は変わった  
なと思いました。教育委員会  
や職場の上司から言われたこ  
とに対して、「仕方ないよな」と  
思いながらも、その思いを  
進んで口にするのはなかつ  
たのですが、ある時同僚の  
先輩に「あれは変だなあ。仕  
事は忙しくなるし、生徒のた  
めになるんだらうか。」と  
疑問に思うことを話したこと  
がありました。その時の先輩  
は、「同感だ、そう思うよ。」  
と答え、その流れで話が盛り  
上がったと言います。さて、  
当たり前のようになってい  
理不尽なことでも、一人のち  
よつとした発信で、みんなの  
願いになることがあります。  
願いは要求であり、要求では  
多数派になれます。「組合  
に入ることに反対だった家族  
でしたが、今は家族みんなが  
変わってきました。」とＴさ  
ん。例えば、給料は東京都と  
組合とが交渉しながら決まっ  
ていくということを知ったこ  
とで、「署名って大事なんだ  
ね。」とか「組合がなかったら  
もっと忙しくなっていたん  
だね。」などの話ができるよ  
うになったこと。そして、組  
合のニュースを家族も読むよ  
うになったそうです。(K・S)



# 算数 何をポイントに教えるか？

